明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○復興庁設置法（一二五）　二
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（一二六）　二
〔政　令〕
○民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三九五）　一六
○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三九六）　一七
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（三九七）　一七
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令（三九八）　一八
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（三九九）　一八
〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定（一七）　一九
〔省　令〕
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（厚生労働一四四）　三五
○社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（同一四五）　三五
○社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（同一四六）　三五
〔告　示〕
○社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生に関する件（外務四〇三）　三六
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関を定める件（厚生労働四五二）　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇復興庁設置法（法律第一二五号）（内閣官房）

1　復興庁の設置並びに任務及び所掌事務

(一)　設置

内閣に、復興庁を置くこととした。（第二条関係）

(二)　任務

復興庁は、次に掲げることを任務とすることとした。（第三条関係）

(1)　東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。

(2)　東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

(三)　所掌事務

(1)　復興庁は、(二)の(1)の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどることとした。（第四条第一項関係）

①　東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

②　関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。

③　①及び②に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2)　復興庁は、(二)の(2)の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第四条第二項関係）

①　東日本大震災からの復興に関する行政各部の事務を統括し及び監理すること。

②　東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。

③　東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ　東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、②の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ　東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。

ハ　東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画等を通知することにより、執行させること。

④　東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。

⑤　東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画の認定、指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給、復興整備計画の推進、復興交付金事業計画、復興交付金の配分計画並びに復興推進事業、復興整備事業及び復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

⑥　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に関すること並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。